

相川自然休養村管理センターの利用における 新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン

令和2年5月22日制定

令和2年7月29日改定

佐渡市役所相川支所

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染拡大防止と相川自然休養村管理センター（以下「センター」という。）の利用との両立を進めるために、「新しい生活様式」の実践を図りながら、センター内における感染拡大防止対策の基本的な考え方を示すものである。

本ガイドラインは、今後の対応方針の変更のほか、感染拡大の動向等を踏まえ、適宜改定を行うものとする。

1. 基本的な考え方

センターの管理にあたって、各部屋の規模や利用の形態を十分に踏まえ、センター及びその周辺地域において、センターを管理する職員及びセンターの日直等の業務を受託する者（以下「職員等」という。）及びセンターの利用者（以下「利用者」という。）への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、以下の対策を講ずるものとする。

特に①密閉空間、②密集場所、③密接場面の3つの条件（いわゆる「三つの密」）のある場所では感染を拡大させるリスクが高いと考えられることから、これらを避けることなど、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないよう徹底する。

2. 対策の期間

本ガイドラインによる対策は、令和2年5月25日から当分の間とする。

3. 施設の取扱い

(1) 貸館業務について

① 貸館利用に供用する部屋の種類及び利用人数の上限については次のとおりとする。

| | 利用人数の上限 | |
|--------------|----------|-------------|
| | 1部屋使用の場合 | 2部屋同時に使用の場合 |
| 小会議室 | 12人 | 21人 |
| 民芸品作業室 | 9人 | |
| 農林漁業研修室（42畳） | 18人 | |
| 休憩室（28畳） | 12人 | |

- ② センターの利用時間については、午前8時30分から午後10時までとし、それ以外の時間は原則利用を認めない。
- ③ 休日及び祝日の利用を可とする。ただし、利用時間は②と同じとする。
- ④ 利用の条件を満たしている場合であっても、感染拡大を防止する対策が十分に講じられないと判断される場合は利用を認めない。

(2) 貸館以外の業務については、当面の間、これを行わない。

4. 具体的な対策について

(1) 職員等は次の対策を講ずること。

- ① 職員等は、マスクを着用し、咳エチケットを順守し、手洗い・手指消毒を徹底する。
- ② 職員等は、定期的な検温や健康記録を実施し、異常がある場合は、管理者に報告し適切に対応する。
- ③ センターの貸館に供用する範囲を明確にし、貸館に供用しない範囲に職員等以外の者が立ち入らない措置を講ずる。
- ④ センター入口に手指消毒液を設置し、貸館に供用する部屋の入口に机等の消毒用の消毒液を設置する。
- ⑤ 貸館に供用する範囲のドアは開けておく等、できるだけ利用者による高頻度接触部位が少なくなるよう工夫する。
- ⑥ 受付窓口に透明な板等を設置し、飛沫対策を講ずる。
- ⑦ センターの貸館に供用する範囲は、1日1回以上の清掃・換気を実施する。
- ⑧ 利用者による接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、蛇口、手すり、便器など）については、1日1回以上の清拭消毒や流水洗浄（以下「清拭消毒等」という）を行い、貸館利用がある場合は貸館利用終了後にも同様の清拭消毒等を行う。また、清拭消毒等を行う者はマスクとゴム手袋等を着用すること。
- ⑨ 利用終了後、職員等は換気を5分程度実施する。
- ⑩ 備品等の貸出物は、必ず利用後に消毒を行う。ただし、十分な消毒が行えない備品等は貸出しを行わないこととする。
- ⑪ 「新型コロナウイルス感染症対策確認シート」（以下「確認シート」という。）及び利用者全員を記載した「参加者名簿」（以下「参加者名簿」という。）は日付順に簿冊に綴り適切に管理する。

(2) 利用者は次の対策を行うこととし、これを順守できない場合は利用をご遠慮いただく。

- ① 利用代表者は、利用開始前に参加者名簿を提出することとし、職員等は

万一感染者が出た際の連絡先確認用としてのみこれを使用（保健所等関係機関への提供を含む。）するものとする。

- ② 利用代表者は、利用日当日の利用開始前に確認シートにより参加者全員の体調を確認し、利用開始前に確認シートを職員等に提出すること。
- ③ 利用代表者は、確認シートによる体調確認の結果、次に該当する人の利用を遠慮してもらい、当該利用者に適切な対応をとるよう促すこと。
 - ア 発熱がある。
 - イ 体調が悪い。（程度によらず、咳や喉の痛み・息苦しさ・倦怠感がある状態。）
 - ウ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる。
- ④ 利用者は、入館時から館内の移動中を含むセンターの利用中においては、できるだけ人との接触を避け、他者との距離はできるだけ2メートル（最低1メートル以上。）を確保すること。
- ⑤ 利用者は、入館時に備え付けの消毒液を使用し入念な手指消毒を行い、常にマスクを着用し、咳エチケットを徹底すること。
- ⑥ 利用者は、座席等の配置に工夫することで「三つの密」を回避し、できるだけ大声の発声や、他者と正対した状態での会話を避けること。
- ⑦ 利用代表者は、参加者に対し配布物等がある場合は、手指消毒をした者が事前に配置するなど、できるだけ手渡し避ける工夫をすること。また、利用者が手を触れる物品の展示や用具の共用をできるだけ避けること。
- ⑧ 利用代表者は、利用中5分程度の換気を1時間に1回以上行うこと。
- ⑨ 止む無くセンター内で飲食する場合は、次のことを守ること。
 - ア 他者との距離はできるだけ2メートル（最低1メートル以上。）を確保する。
 - イ 他者と正対した状態での飲食を避けること。
 - ウ 飲食前後の手指消毒又は手洗い、及び机の消毒を行うこと。
- ⑩ センターの利用により出たゴミは、袋に入れて密閉して利用者各自で持ち帰ること。
- ⑪ このほか、職員等による新型コロナウイルスの感染拡大防止を目的とした指示に従うこと。

(3) 施設利用中に感染が疑われる者が出た場合、以下のとおり対応する。

- ① 速やかに別室へ隔離を行う。
- ② 対応する職員等は、マスクや手袋の着用等適切な防護対策を講じた上で対応する。
- ③ 利用した部屋の換気を行う。
- ④ 職員等は保健所に連絡し、指示を受ける。
- ⑤ 安全が確認できるまでの間、新たな入館者を受け入れない措置を講ずる。

(佐相第 2 5 0 号)

以上

【ご利用前にお読みください】

活動を始める前に参加者全員でご確認ください。確認シート及び当日参加者名簿を利用前に受付に提出してください。

施設で感染者が発生した場合に保健所に連絡できるように使用するものですので、ご協力をお願いします。

新型コロナウイルス感染症対策確認シート

団体名 _____

利用日：令和 年 月 日（ 曜日）

利用時間： _____ ～ _____

部 屋： _____

| | 感染症対策確認項目 | 確認欄 |
|----|---|-----|
| 1 | 発熱症状がみられる参加者はいない。 | |
| 2 | 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ、軽度であっても咳やのどの痛みなどの症状が見られる参加者はいない。 | |
| 3 | 全員マスクを着用している。 | |
| 4 | 活動開始前の手洗い、又は手指の消毒を行う。 | |
| 5 | 参加者同士の距離をできるだけ1m(できれば1m)程度空け、手の届く距離に集まらない活動である。 | |
| 6 | 近距離での会話や発声等を控える。 | |
| 7 | 会話程度以上の声は発しない。息が上がる激しい運動は活動から省く。 | |
| 8 | 飲食を伴う活動の場合は、手洗いの徹底、対面での会食を避ける、会話を控える等の対応を行う。 | |
| 9 | 直接、手と手の接触など身体的接触の活動は行わない。 | |
| 10 | 窓を開けて実施するか、定期的な換気を行う。可能であれば2方向の窓を同時に開け、適宜換気を行う。 | |
| 11 | 当日の参加者名簿を作成し、感染者が出た場合に参加者に連絡できる体制をとる。 | |

○参加者名簿

団体名：

利用日：令和2年 月 日

施設で感染者が発生した場合に保健所に連絡できるように使用するものですので、ご協力をお願いします。

| No. | 氏名 | 地区(行政区) | 電話 | 備考 |
|-----|----|---------|----|----|
| 1 | | | | |
| 2 | | | | |
| 3 | | | | |
| 4 | | | | |
| 5 | | | | |
| 6 | | | | |
| 7 | | | | |
| 8 | | | | |
| 9 | | | | |
| 10 | | | | |
| 11 | | | | |
| 12 | | | | |
| 13 | | | | |
| 14 | | | | |
| 15 | | | | |
| 16 | | | | |
| 17 | | | | |
| 18 | | | | |
| 19 | | | | |
| 20 | | | | |
| 21 | | | | |
| 22 | | | | |
| 23 | | | | |
| 24 | | | | |
| 25 | | | | |
| 26 | | | | |
| 27 | | | | |
| 28 | | | | |
| 29 | | | | |
| 30 | | | | |
| 31 | | | | |
| 32 | | | | |
| 33 | | | | |
| 34 | | | | |
| 35 | | | | |